

# 過疎地域集落再編整備事業及び過疎地域遊休施設再整備事業 募集要領

総務省自治行政局過疎対策室

## 1. 趣旨

過疎地域は、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、様々な困難に直面している。

過疎地域集落再編整備事業及び過疎地域遊休施設再整備事業は、このような課題に対応するため、集落移転、定住促進団地整備及び遊休施設等の有効活用などの支援を通じ、集落等の維持・活性化を図ることを目的とするものである。

## 2. 応募団体

応募団体は、以下に該当するものとする。

### (1) 過疎地域集落再編整備事業

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された過疎地域を有する市町村（以下「過疎地域市町村」という。）

②過疎法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）

### (2) 過疎地域遊休施設再整備事業

①過疎法第2条第2項の規定により公示された市町村

②過疎法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）

③構成団体の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等

※（1）①及び（2）①については、過疎法第3条第1項及び第2項並びに第41条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む）に基づき過疎地域とみなされる区域（いわゆる「一部過疎地域」）又は同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村とみなされる区域を有する市町村の場合は、当該過疎地域又は特定市町村とみなされる区域において実施されるものに限る（以下同じ。）。

### 3. 募集する事業

#### (1) 対象事業

##### ①過疎地域集落再編整備事業

- ア 集落等移転事業
- イ 定住促進団地整備事業
- ウ 定住促進空き家活用事業
- エ 季節居住団地整備事業

##### ②過疎地域遊休施設再整備事業

※事業の要件等については、別添「過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱（案）」を参照のこと

#### (2) 実施期間

令和6年度中に実施可能なものとし、令和7年度に繰り越すことはできない。複数年度にわたる事業であっても、令和6年度に募集する取組は当該年度内に実施されるものに限る。

#### (3) 選定方針

本事業は、過疎地域持続的発展支援交付金の予算の範囲内で選定する。  
また、交付金事業の対象となっても、交付金の額が要望の額に満たない場合があることに留意すること。

#### (4) 選定方法

応募書類に基づき、総務省自治行政局過疎対策室が選定する。なお、必要に応じて、ヒアリングを実施する。

#### (5) 評価項目

事業の評価は、以下の項目を基に総合的に行う。

##### ①過疎地域集落再編整備事業

###### 【必要性】

- ・ 事業を実施する必要性があるか。

###### 【実現性】

- ・ 事業の実施について合意形成がなされているか。
- ・ 入居予定者の見込みが妥当であるか。

##### ②過疎地域遊休施設再整備事業

###### 【必要性】

- ・ 事業を実施する必要性があるか。
- ・ 遊休施設を改修すること自体が目的となっていないか。

#### 【実現性】

- ・ 事業の実施について合意形成がなされているか。
- ・ 事業執行の管理体制が整っているか。
- ・ 期待される事業の効果及び施設利用見込み（目標稼働率）の積算は、妥当であるか。

#### 【継続性・発展性】

- ・ 地域が直面する課題に対応するための手段（取組）として、改修後の施設の利活用方策が効果的であるか。
- ・ 継続的かつ発展的な展開が期待できるか。

#### (6) 応募に当たっての留意事項

- ① 過疎法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画（以下「過疎計画」という。）において、令和6年度に事業を実施することを位置づける取組を対象とする。なお、応募時点で過疎計画に当該事業の記載がない場合、実績報告書の提出までに記載後の過疎計画を提出すること。この場合、交付決定の際に、当該事業について過疎計画に記載する旨の確約書を提出すること。
- ② 交付申請までに事業を実施する用地、空き家、遊休施設等を取得（空き家の場合は借受けも可）する見込みであること。
- ③ 民間と競合する施設は、原則対象とならない（参考「民間と競合する公的施設の改革について」参照）。民間施設と競合することが考えられる場合、整備予定の施設との役割分担（競合しないこと）等を十分な合理性をもって説明できる資料を添付（任意様式）すること。
- ④ 事業管理が適切になされない場合は、交付金の返還を求める場合があります。
- ⑤ (2)の「当該年度内に実施されるもの」には、令和6年度に実施設計のみを行う場合を含む（令和7年度中に工事を完了するものに限る。）。

#### 4. 提出書類

応募に当たっては、次の様式に具体的かつ明瞭に記載の上、指定の形式により提出すること。

また、指定データ形式での提出と併せて、各様式等をPDFデータに変換して提出すること（可能であれば各様式等を一つのPDFデータに結合して提出すること。）。

##### (1) 過疎地域集落再編整備事業

- ・ 様式1-1、1-2、1-3、1-4「事業概要等」（word形式）
- ・ 様式2「事業計画」（word形式）

- ・ 様式 3「工程表」 (word 形式)
- ・ 事業費内訳書 (任意様式・データ形式任意)  
交付対象経費、交付対象外経費の別が分かるように記載すること。
- ・ 事業に係る図面その他説明に必要な資料 (データ形式任意)  
事業位置、公共施設図示、見取り図
- ※ 以下は、定住促進団地整備事業及び、定住促進空き家活用事業のみ必要な書類
- ・ 需要見込みについての説明資料 (任意様式)  
抽象的な表現ではなく、聞き取り件数や移住希望者、住民からの要望件数、アンケート調査の結果等に基づき、入居予定者の見込み(需要見込み)を定量的かつ具体的に示すこと。

## (2) 過疎地域遊休施設再整備事業

- ・ 様式 1-5「事業概要等」 (word 形式)
- ・ 様式 3「工程表」 (word 形式)
- ・ 事業費内訳書 (任意様式・データ形式任意)  
交付対象経費、交付対象外経費の別が分かるように記載すること。
- ・ 整備する施設に係る図面その他説明に必要な資料遊休施設現在地、施設平面図等・整備後の施設の利用見込みが分かる資料 (類似施設の利活用状況、当該市町村への観光客の入り込み状況等、データ形式任意)
- ・ 整備後の施設を活用して行う事業の概念図、及び都市部等又は周辺地域との連携を図る上でのイメージ図 (データ形式任意)

## 5. 担当・問い合わせ先

総務省自治行政局過疎対策室 嶋田

TEL: 03-5253-5536 メール: kasotaisaku@soumu.go.jp

## 6. 応募後の手続とスケジュール (予定)

<選定・内示> 5月中旬

総務省自治行政局過疎対策室において、事業を選定し通知 (内示)

<交付申請・交付決定> 5月下旬

選定された団体は、交付申請書類を総務大臣に提出

<事業実施> 交付決定後～

選定された団体は、選定内容に従い、事業を実施

<進捗状況調査> 11月頃

<実績報告等> ～令和7年3月

- ※ 事業完了後に速やかに実績報告書の作成及び提出を行うこと。  
(過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱第13参照)

また、事業完了後の状況について、フォローアップ調査を行うことがある。

## 7. その他

過疎地域遊休施設再整備事業について、市町村が10年以上借り受けて整備する施設も対象とするよう検討中である。については、市町村が借り受けて整備する施設について、本交付金を活用する予定があれば、事前にご連絡いただきたい。